

モニタリング・事業促進WGの検討状況について

1. 開催状況

・第3回 モニタリング・事業促進WG

日 時 : 平成26年5月20日(火) 14:50~16:00

場 所 : 中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室

出席者 : 柳川委員(座長)、根本委員、宮本委員、野城委員、
赤羽専門委員、石田(直)専門委員、石田(晴)専門委員、
河端専門委員、石川専門委員、財間専門委員、
野元オブザーバー議 題 : (1)モニタリングに関する論点について
(2)事業促進に関する今後の取組について2. モニタリングに関する検討課題について

(1) モニタリングの指標のあり方について、改善すべき点はなにか。

＜モニタリングガイドラインに係る主な検討課題＞

- ・指定管理者制度におけるモニタリングの手法として、第三者機関等や利用者によるモニタリング・評価が導入されている例がある。
- ・「モニタリングに関するガイドライン」が対象としていない独立採算型事業（運営権活用型等）のPFI事業については、利用料金を支払う立場となる利用者や中立的な第三者機関によるモニタリングが有効ではないか。また、サービス水準の向上について検証するためのモニタリングについては、利用者や第三者機関によるモニタリングが有効であると考えられる。

＜主な意見＞

- ・価格へ反映できない価値をどう計測するか。価値の計測がモニタリング指標になる。

- ・判断の客観性はあまり追求しすぎることなく、簡素で現実を踏まえた指標とすべき。

(2) これまでのモニタリングは、サービス購入型事業において、要求水準未達の場合にサービス購入費の支払いを減額できるようなペナルティの付与を基本としてきたが、ペナルティの設定の仕方について、工夫すべき点、留意すべき点はあるか。

<モニタリングガイドラインに係る主な検討課題>

- ・手続き簡易化マニュアルの別冊として、要求水準書等の作成素材をサンプルとして作成したが、さらにモニタリング基準（案）を作成。
- ・独立採算型事業（運営権活用型等）におけるペナルティ賦課については、事業の特性によっては、契約解除に至る前の段階における違約金の規定が有効な場合があると考えられる。

<主な意見>

- ・独立採算型事業（運営権活用型等）におけるペナルティ賦課について、「事業の特性によっては」ということだが、違約金の有効性について整理する必要がある。
- ・要求水準書にモニタリングの指標を事前に示すことで、発注者と事業者との間の認識の齟齬をなくせる。

(3) 民間によるサービスレベルの更なる向上や創意工夫を引き出すようなインセンティブの付与についても検討すべきではないか。①従来型事業（サービス購入型）、②収益施設併設型事業、③独立採算型事業（運営権活用型等）では、民間の創意工夫の向上とモニタリングの考え方が異なるので、分けて考える必要があるのではないか。

<モニタリングガイドラインに係る主な検討課題>

- ・指定管理者制度におけるインセンティブの考え方として、利用料金制の導入のほか、業績連動型の指定管理料や報奨金の導入がある。これ

らの方法は、上記①におけるインセンティブ付与の参考となる。

- ・ 上記②について、民間収益施設部分を一体の会計処理で扱うとした場合においては、民間収益施設部分についてもモニタリングを行う必要があると考えられる。
- ・ 「指定管理者の業績を適切に評価すること」も指定管理者のモチベーションを向上させる重要なインセンティブ。自己の努力が適切に評価され、その結果が公にされるということはモチベーション向上につながり得る。(参考：指定管理者制度における適切なインセンティブのあり方について報告書 平成19年3月(財)地域総合整備財団) このことは、上記①～③のPFI事業においても同様と考えられる。

<主な意見>

- ・ 事業者のパフォーマンスが良かった場合にボーナスを支払うという視点が必要。
- ・ 利用者数の増加に応じた支払を導入している事例はある。しかし、サービスの質の向上について支払いをするというのは難しいため、ペナルティポイントをリカバリーするという方法を導入している事例がある。
- ・ モニタリングにおいて、ペナルティだけでなくインセンティブにも目を向けるべき。指定管理者制度では評価結果を公表しているが、PFI事業では公表していない。事業者に対する評価だけでなく、働いている人に対する評価として表彰制度といった、現場のモチベーションを高める方法もある。

3. 事業促進について

(1) 事業促進に関する今後の取組について（案）

①民間の創意工夫の発揮に資する情報提供・体制整備

- ・ P F Iに限らず、民間提案制度を導入している地方公共団体があり、提案に対するインセンティブ（随意契約、加点評価）について規定されている例がある。
- ・ 内閣府 P F I 推進室 H P において、地方公共団体の P F I 担当窓口の連絡先等のリストを公表予定。

②地域人材の育成、ネットワークの構築

- ・ 官民連携による地域プラットフォームの形成促進
→ 必要な人材派遣、ノウハウの提供等の支援の検討。
- ・ 福岡市の例のほか、「さいたま公民連携コミュニティ」制度も参考に具体的な支援方策を検討。

(2) 主な意見

①民間の創意工夫の発揮に資する情報提供・体制整備について

- ・ 随意契約のハードルが低いのであれば、民間提案に対して強いインセンティブとなる。一方、民間提案が進まないのは、公共側の情報が手に入らないこと、提案した内容が発注内容となり、競争入札とされてしまうこと、の2つが挙げられる。
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定指針において、PPP/PFIの活用について示されており、公共施設等に関する情報の積極的な公開に努めることとされている。計画策定により民間提案のために有益な情報を得ることができる。

②地域人材の育成、ネットワークの構築について

- ・ 事例紹介のため、意見なし。